

① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を訪問してもらう

自宅で看護を受ける

要介護 1~5 要支援 1~2 訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



費用のめやす【30分~1時間未満/病院・診療所からの場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援 1~2	592円	5,917円
要介護 1~5	615円	6,141円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

自宅でリハビリをする

要介護 1~5 要支援 1~2 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

費用のめやす【1回あたり】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援 1~2	315円	3,143円
要介護 1~5	325円	3,249円

医師などによる療養上の指導・管理を受ける

要介護 1~5 要支援 1~2 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

費用のめやす【単一建物居住者1人に対して行う場合】

	自己負担分	サービス費用
医師の場合(月2回まで)	515円	5,150円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円	5,170円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円	5,660円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円	3,620円

夜間に訪問介護を受ける

要介護 1~5 地域密着型サービス 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な訪問で介護を受けられる「定期巡回」、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる「随時対応」のサービスなどがあります。

費用のめやす【基本対応の場合】

	自己負担分	サービス費用
1か月	1,059円	10,582円

※要支援の方は利用できません。

24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護 1~5 地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。



1か月あたりの費用のめやす

【介護、看護一体型事業所で介護のみ利用した場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 1	5,828円	58,272円
要介護 2	10,401円	104,004円
要介護 3	17,270円	172,698円
要介護 4	21,847円	218,461円
要介護 5	26,421円	264,204円

※要支援の方は利用できません。

施設に通って利用する

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護 1~5 通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。(利用するメニューによって費用が加算されます。)



費用のめやす【通常規模の施設/7~8時間未満の利用の場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 1	688円	6,876円
要介護 2	812円	8,119円
要介護 3	941円	9,405円
要介護 4	1,069円	10,690円
要介護 5	1,200円	11,996円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

小規模な施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護 1~5 地域密着型サービス 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



費用のめやす【7~8時間未満の利用の場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 1	787円	7,868円
要介護 2	930円	9,300円
要介護 3	1,079円	10,784円
要介護 4	1,225円	12,247円
要介護 5	1,371円	13,710円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

地域密着型サービスとは？

要介護状態となってもできるかぎり住み慣れた自宅又は地域で生活が継続できるようにするため、身近な市区町村で提供されるサービスです。原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できます。

事業者を選ぶために...

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

サービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、利用する施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。



住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅にご入居を検討されている、もしくは、現在ご入居されている方が、高齢者向け住まいで介護保険サービスをご利用になる場合に確認いただきたいポイントをまとめています。



厚生労働省のホームページ



入居者・入居検討中の方へ
ご家族向け資料啓発資料

介護保険サービスの種類と費用